

## 福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条、第2条 省略</p> <p>(評価方式)</p> <p>第3条 総合評価落札方式の実施に当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p><u>2 実績評価型(簡易型)は、設計金額が原則として3千万円以上(ほ装工事にあつては原則として1千万円以上)の工事から選定するものとする。</u></p> <p><u>3 技術提案型(標準型)は、設計金額が原則として2億円超の工事から選定するものとする。</u></p> <p>第4条～第7条</p> <p>(評価基準および評価の方法)</p> <p>第8条 総合評価落札方式における評価項目、評価基準等については、別記1～6を参考として設定するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(技術資料の提出)</p> <p>第9条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出期限までに技術資料を提出しなければならない。</p> <p>公告の日の翌日から起算して原則として15日以上(休日を含む。)</p> <p>2 技術資料の様式については、次に掲げるとおりとし、評価項目の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。</p> <p>(1) 技術資料提出書(様式第1号)</p> <p><u>(2) 技術資料自己評価申請書(様式第1号の2)</u></p> <p><u>(3) 技術提案(1)品質に係る提案(様式第2号)</u></p> <p><u>(4) 技術提案(2)施工上の課題に係る提案(様式第3号)</u></p> <p><u>(5) 技術提案(3)工程に係る提案(様式第4号)</u></p> <p><u>(6) 工程表(様式第4号の2)</u></p> <p><u>(7) 技術提案(4)安全に係る提案(様式第5号)</u></p> <p><u>(8) 企業の技術力および地域性・社会性(様式第6号)</u></p> <p><u>(9) 県内企業の活用計画書(様式第6号の2)</u></p> <p><u>(10) 配置予定の技能者および機械(様式第6号の3)</u></p> <p><u>(11) 県産品活用計画書(様式第6号の4)</u></p>	<p>第1条、第2条 省略</p> <p>(評価方式)</p> <p>第4条 総合評価落札方式の実施に当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>第4条～第7条</p> <p>(評価基準および評価の方法)</p> <p>第8条 総合評価落札方式における評価項目、評価基準等については、別記1を参考として設定するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(技術資料の提出)</p> <p>第9条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出期限までに技術資料を提出しなければならない。</p> <p>公告の日から起算して原則として15日以上(休日を含む。)</p> <p>2 技術資料の様式については、次に掲げるとおりとし、評価項目の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。</p> <p>(1) 技術資料提出書(様式第1号)</p> <p><u>(2) 技術提案(1)品質に係る提案(様式第2号)</u></p> <p><u>(3) 技術提案(2)施工上の課題に係る提案(様式第3号)</u></p> <p><u>(4) 技術提案(3)工程に係る提案(様式第4号)</u></p> <p><u>(5) 工程表(様式第4号の2)</u></p> <p><u>(6) 技術提案(4)安全に係る提案(様式第5号)</u></p> <p><u>(7) 企業の技術力および地域性・社会性(様式第6号)</u></p>

(12) 企業の工事成績算出対象工事（様式第7号）  
(13) 主任(監理)技術者の資格・工事経験（様式第8号）  
3～7 省略

第10条～第13条 省略

（総合評価失格基準価格）  
第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に100分の70を乗じて得た額、現場管理費相当額に100分の70を乗じて得た額および一般管理費相当額に100分の30を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

第15条～第18条 省略

（技術提案内容の履行の担保）  
第19条 加點評価の対象となった技術提案の履行の担保については、次に掲げる事項を公告に明示するものとする。  
(1)～(4) 省略  
2 技術提案内容の履行の担保の方法については、別記7によるものとする。

第20条 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別記1および別記4の規定（評価項目として「配置予定技術者の継続学習への取組状況」を加える部分に限る。）は、平成22年10月1日以降の入札公告から

(8) 企業の工事成績算出対象工事（様式第7号）  
(9) 主任(監理)技術者の資格・工事経験（様式第8号）  
3～7 省略

第10条～第13条 省略

（総合評価失格基準価格）  
第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額および一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

第15条～第18条 省略

（技術提案内容の履行の担保）  
第19条 加點評価の対象となった技術提案の履行の担保については、次に掲げる事項を公告に明示するものとする。  
(1)～(4) 省略  
2 技術提案内容の履行の担保の方法については、別記2によるものとする。

第20条 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

施行する。

2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。